

清涼飲料水の規制について①

1. 営業許可について

- 政令で定める34許可業種
 - ・ 清涼飲料水製造業

- 許可取得施設数

- ・ 清涼飲料水製造業：4,281

※ 参考「平成28年度衛生行政報告例」

- 重複許可業種（20%以上）

- ・ 清涼飲料水製造業：菓子製造業

清涼飲料水の規制について②

2. 規格基準について

● 清涼飲料水の規格基準

1. 清涼飲料水の成分規格

(1) 一般規格

1. 混濁
2. 沈殿物又は固形の異物
3. 金属製容器包装入りのものについては、スズの含有量
4. 大腸菌群が陰性

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行わないもの（重金属、腸球菌、緑膿菌等）
2. ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行うもの（重金属等）
3. ミネラルウォーター類以外の清涼飲料（ヒ素、鉛、りんごの搾汁については、パツリンの含有量）

2. 清涼飲料水の製造基準

(1) 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。

(2) 個別基準

※殺菌基準等

1. ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行わないもの
2. ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行わないものであって、容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のものの原水
3. ミネラルウォーター類の殺菌又は除菌を行うもの
4. ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用加重以外の清涼飲料水
5. 冷凍果実飲料
6. 原料用果汁

3. 清涼飲料水の保存基準

- (1) 紙栓を漬けたガラス瓶に収められたものは、10℃以下
- (2) pH4.6以上でかつ水分活性が0.94を超える者で有り、殺菌等を行わないものは10℃以下
- (3) 冷凍果実飲料及び冷凍した原料用果汁は、-15℃以下
- (4) 原料用果汁は、清潔で衛生的な容器包装に納めて保存